空き家バンク事業に関する協定書

　南砺市（以下「甲」という。）と、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部（以下「乙」という。）とは、空き家情報登録制度（空き家バンク）事業に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条　甲及び乙は、この協定に基づく業務に関し相互に連携、協力することにより、空き家等の有効活用に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進を図り、南砺市の交流人口の拡大及び定住促進による地域の活性化と宅地建物取引業の発展に資するものとする。

（定義）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)空き家等：個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びそれに付属する物件で、南砺市の区域内に存在するものをいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。

(2)所有者等：空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。

(3)利用希望者：定住又は定期的な滞在等を目的として、空き家等の売買、賃貸等を希望する者をいう。

(4)空き家バンク：空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者に対し、紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

第3条　この協定は、空き家バンク事業以外の手段による空き家等の取引を妨げるものではない。

2　甲は、所有者等と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、一切これに関与しないものとする。

（甲の役割）

第4条　甲は、空き家バンク事業の実施に際して、自ら開設するホームページ等において空き家の情報を発信するとともに、乙をはじめとする関係団体等との連携に努めるものとする。

2　甲は、乙に、必要に応じて、空き家バンク事業の対象とする空き家等の情報の提供に関する協力を要請するものとする。

3　甲は、空き家等の所有者等又は利用希望者から、空き家等の売買、賃貸借等に関する相談を受けたときは、必要に応じて、乙にその相談に関する協力を要請するものとする。

（乙の役割）

第5条　乙は、前条の規定による要請があった場合、空き家バンク事業に必要な支援を行うものとする。

2　乙は、前条第２項の規定による要請があったときは、乙及び乙の会員の有する空き家等の情報を、当該空き家等の所有者等の承諾を得た上で、甲に提供するものとする。

3　前項の規定による空き家等の情報提供は、空き家情報提供通知書（様式第１号）により行うものとする。

4　乙は、第２項の規定により情報提供した空き家等に関して、甲が行う当該空き家等の情報の発信を中断又は終了させる必要があると判断したときは、甲にその旨を通知するものとし、甲は、当該通知を受けたときは、当該空き家等の情報の発信を中断又は終了するものとする。

5　前項の規定による通知は、空き家情報提供（中断・終了）通知書（様式第２号）により行うものとする。

6　乙は、この協定について、乙の会員の理解と協力を得られるよう努めるものとする。

（経費の負担）

第6条　第４条の業務に関する費用は甲が、また、第５条の業務に要する費用は乙がそれぞれ負担するものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第7条　この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲、乙協議の　上処理するものとする。ただし、所有者等と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

（協定の解除）

第8条　甲は、乙がこの協定による業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができるものとする。

2　前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

3　甲又は乙は、この協定による業務の履行の必要がなくなったと判断したときは、甲・乙協議してこの協定を解除できるものとする。

（窓口）

第9条　この協定に関する窓口は、甲においては南砺市市民協働部南砺で暮らしません課、乙においては、公益社団法人全日本不動産協会富山県本部とする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　富山県南砺市苗島４８８０番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　南砺市長　　田　中　幹　夫

乙　 富山県富山市堤町通り２丁目１番２５号

公益社団法人全日本不動産協会　富山県本部

本 部 長　　 田　中　賢　治

様式第１号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（あて先）南砺市長

公益社団法人全日本不動産協会

富　山　県　本　部　長

空き家情報通知書

空き家バンク事業に関する協定書第５条の規定により、次の物件の情報を提供します。

記

１　所在地

２　物件の種別（土地・建物）

３　添付書類（空き家バンク物件登録書などの物件の詳細がわかる資料）

４　媒介業者名

1. 名称
2. 代表社名
3. 住所
4. 連絡先（電話、FAX等）

５　備考（情報提供期間など）

＊複数の物件の場合は別紙を利用してよい。

様式第２号（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（あて先）南砺市長

公益社団法人全日本不動産協会

富　山　県　本　部　長

空き家情報提供（中断・終了）通知書

空き家バンク事業に関する協定書第５条の規定により、次の物件の情報提供の（中断・終了）を通知します。

記

１　物件番号

２　所在地

３　情報提供（中断・終了）理由

　・売買・賃貸借契約の成立

　・所有権等の変更

　・所有者等の申し出

　・媒介業者の変更など